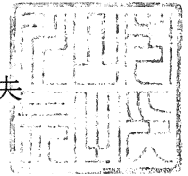




令和4年3月28日

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 小森 貴浩 様

川口市長 奥ノ木 信夫



個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の運用について（諮問）

令和3年5月に行われた個人情報保護法の改正は、本市の個人情報保護制度及び情報公開制度に影響を及ぼすことから、川口市個人情報保護条例第34条第2項及び川口市情報公開条例第22条第2項の規定により諮問いたします。

記

- 1 条例で定めることとされている事項
 - (1) 個人情報開示請求の手数料について
 - (2) 行政機関等匿名加工情報の提案募集及びに係る手数料について

- 2 条例で定めることが許容されている事項
 - (1) 条例要配慮個人情報について
 - (2) 個人情報取扱事務登録簿について
 - (3) 開示決定等の期限
 - (4) その他

- 3 情報公開条例との調整事項について
 - (1) 情報公開請求の決定の期限について
 - (2) 情報公開請求における開示の実施の申出について